

## インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会第7回議事要旨

1, 日時 平成20年7月17日(木) 14:30~16:30

2, 場所 総務省地下2階講堂

3, 出席者 (敬称略)

(構成員)

井上 恵吾、岡村 久道、岸原 孝昌、木村 たま代、楠 正憲、矢上 哲雄(桑子構成員代理)、小泉 文明、国分 明男、越山 昌則、斎藤 誠、関 聡司、高橋 大洋、高橋 信行、竹之内 剛、立石 聡明、田野 弘、長田 三紀、春田 真、別所直哉、堀部 政男、丸橋 透、吉川 誠司、若井 昌広

※加藤構成員、坂田構成員、高橋構成員、長谷部構成員、平澤構成員、松山構成員、山口構成員は欠席。

(オブザーバー)

内閣官房IT担当室内閣参事官、内閣府政策統括官付参事官(青少年育成担当)、警察庁情報技術犯罪対策課、文部科学省青少年課

(総務省)

桜井総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総合通信基盤局総務課長、長塩データ通信課長、片桐電気通信技術システム課企画官、二宮消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、岡村消費者行政課長補佐、大内消費者行政課長補佐、室橋消費者行政課長補佐

4, 議事

(1) 開会

(2) 議題について

(i) 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の概要(事務局)

(ii) 諸外国の違法・有害情報対策の状況について

高橋 知樹 株式会社三菱総合研究所 主任研究員

(iii) 「安心ネットづくり」促進プログラムの策定について(事務局)

(iv) 今後の進め方について(事務局)

(3) 閉会

## 5, 議事概要

### (1) 開会

### (2) 議題について

(i) 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の概要

資料3-1、3-2に基づき、事務局より説明。

(ii) 諸外国の違法・有害情報対策の状況について

資料4に基づき、株式会社三菱総合研究所高橋主任研究員より説明。その後、以下のやりとり。

○ P8に「携帯キャリアに対し、子供・青少年用のフィルタリングツールの無料提供を義務付け」との記載があるが、「ツール」というと通常ソフトウェアの配布のようなものがイメージされる。フランスではフィルタリングソフトの配布が広く行われているのか、それともこれはあくまでフィルタリングサービスの提供という意味か。

→ フィルタリングサービスの提供が義務付けられているもの。

○ P1に「ISPに対し、自社管理サーバに児童ポルノ関連コンテンツが掲載されていることを知った場合、NCMECに設置されたCyber Tiplineへの通報を義務付ける」とあるが、ISPが通報をしないとどうなるのか。また、P8の最下段に「プロバイダ/ホスティング会社がアクセス遮断を実施」とあるが、「遮断」とはどういうことか。情報を削除することを指すのか。P9に「年齢確認を行うシステムの提供」とあるのは、韓国と同様に、何らかの身分を証明する情報の提出を求めるということか。また、P11の表に「プロバイダに対する削除命令」とあるが、ここでいう「プロバイダ」の範囲はどのようなものか。コンテンツ・プロバイダまで含むのか。

→ アメリカでは、児童ポルノコンテンツが掲載されていることを知った際には通報する義務がISPに課せられている。当該コンテンツの掲載に気づかなかつた場合は特に対応は必要ない。通報を怠った場合にどうなるかは確認できていない。P8にある「アクセス遮断」は、基本的にフィルタリングで実施しているものと思うが、削除が含まれるのか等正確なところは確認できていない。P9の「年齢確認を行うシステム」とは、契約時の手続のようなもので、利用者からクレジットカード情報その他の認証情報の提供を受け、確認してからサービスを提供することとされている。P11では、表にまとめるために「プロバイダ」という表

現を用いたもの。国によってはコンテンツ・プロバイダも含んでいるところもあるなど、対象はまちまち。

- 私も以前諸外国について調査を行った。アメリカの通報義務については、法律に規定があり、児童ポルノが掲載されていることを知りながら通報しなかった場合、罰金が課せられる。再犯の場合罰金が増額される。なお、諸外国ではネット接続機能のついた携帯電話は日本ほど普及していない。現地での事業者団体からのヒアリングによると、建前としては問題がないことにしているとのこと。この辺りの実情についてはいかがか？

→ 当社の行ったヒアリングでも、実態として問題が起きていないという話はあった。

- 各国に「青少年による成人サイトへのアクセス禁止サービス」(P 1) や「IMCBの定めるカテゴリ」(P 4)、「IWFのブラックリスト」(P 4) といった、アクセス制限サービスに関する記載があるが、それぞれ誰がサイトアクセス制限を実施していて、どのような枠組みで議論されているのか、後ほどで構わないので教示いただければと思う。

→ コンテンツのカテゴリ分類等について調べてあるので、後でまとめてお渡しする。

- オーストラリアと韓国では、所管官庁によるプロバイダに対する削除命令が可能とあるが、その対象は違法な情報に限られるのか。それとも有害を含むのか。

→ 基本的には違法情報が対象だと思うが、明確な線引きについては持ち帰って確認する。

- 責任制限とあるが、制限される責任は、著作権侵害から生じるものに限られるのか、民事責任全般を対象とするのか、それとも広く刑事責任まで含むのか、その範囲もお調べいただければと思う。

### (iii) 「安心ネットづくり」促進プログラムの策定について

資料5-1、5-2に基づき、事務局より説明。その後、以下のやりとり。

- 迷惑メール対策の一つであるOP25Bは、日本では広く普及しており、かなりの成果があがっている。しかし、他国でこの話をすると、そもそもOP25Bの実施方法も知らないというところが多かった。こうした日本の取組を海外に発信していくことも重要。また、ネットの悪い面とその対策だけがプログラムに記載されるように見受けられるが、良い面もあるということを是非記載いただきたい。

- 資料5-1の1(1)に、「18歳未満の利用者に対する携帯電話フィルタリングの原則義務化を推進」とあるが、フィルタリングの義務化は6

月に成立した青少年インターネット利用環境整備法でなされたのではなかったか。これはあくまで法律上義務化されたものを執行するための議論を行うということか。もしそうであれば、自主的取組に関する議論に委ねられる部分も多いのではないか。

→ ご指摘のとおり、携帯電話フィルタリングは法制的に義務化されたところであり、我々は法に従いしっかりと執行する必要がある。執行に向けた検討は必要であるし、もし何か問題が見つかるようであれば、それを解決するための制度作りも行う必要が出てくるものと考えている。

○ 違法情報に関するプロバイダの責任制限について、個人的には不要と考えているが、しっかり議論していきたいと思う。自主的取組に関しては、EMAや事業者向けの相談窓口といった民間の取組に対する支援等をきちんとやっていただければと思う。

→ 一応申し上げるが、現時点で我々として特に明確なアウトプットは考えていない。法改正の必要性の有無まで含めて、皆様に検討いただきたいという趣旨。

○ このプログラムに関係する法令には他省庁のものもあるはず。各省庁の法令を含めたトータルな施策として提示いただきたい。たとえば、特定電子メール法と同時に経済産業省の特定商取引法が改正されたところ、利用者にとっても事業者にとっても内容はほとんど重複しているが、微妙に義務の中身等が異なっている。関係法令の間で整合性がないと利用者にも事業者にも混乱をきたすので、その点きちんと議論をお願いする。

→ ご指摘の点に留意しながら議論進めて参りたい。

○ 青少年インターネット利用環境整備法について、現行案よりも相当厳しい提案もあった中で、国がやるべき範囲はどこまでかという議論を経て現行の条文になったと理解しているが、そのような経緯を十分に理解していないと、地方のレベルでかなり厳しい規制が行われる可能性もある。今回どういった経緯・考え方で厳格な法規制は行わないことになったのかを、国から地方に十分に周知し、情報共有を図る必要がある。また、いろいろな施策を考えていく中で、当然メリットとデメリットの両方がある。各地方で施策を検討する際に、きちんとその点の行政評価がなされ、効果的かつ弊害の少ない施策が各地に展開されていくようになることが望ましい。

→ 地方自治体からインターネット上の問題に関して、当方に相談がくるケースは多い。今般法律ができたので、今後そういった相談を受ける際には、根拠をもって趣旨を説明し、説得にあたることができる。そうした事務方の折衝を通じて、条例をモデレートなものにしていただくとか、啓発活動にシフトいただくといったことを、我々としても行っていき

い。

- 地方での規制に関しては、上乘せ・横出し条例の問題はもちろんのこと、実務的には公立図書館をどう扱うかということも論点になる。当該地方公共団体自身が所管するものについては、条例で法よりも厳しく規制する例もある。この点、地方によって完全にバラバラというのも不適當なので、ある程度解釈の統一等も行う必要がある。
- 青少年インターネット利用環境整備法の中で、内閣府に設置されるインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議が基本計画を定めることとされているが、この基本計画と安心ネットづくり促進プログラムの関係はどうなるのか。
- 基本計画は法の施行後に定めることとなるが、法の施行は公布より1年以内であり、今直ちに検討が始まるものではない。しかし、現在我々が直面しているインターネット上の諸問題に対しては、早急に対策を講じる必要があるところ。まずは総務省として考え方を整理させていただき、可能なものは基本計画にも反映いただくということを考えている。また、基本計画は根拠法の範囲に従い、あくまで青少年にとって有害な情報を対象とするもの。違法情報や青少年に限らず有害な情報については、おそらく基本計画の対象とされないため、我々の方で議論して参りたい。

#### (iv) 今後の進め方について

資料6に基づき、事務局より説明。その後、以下のやりとり。

- インターネット・ホットラインセンターでの経験から言うと、違法情報については放置したときの責任を恐れてか、削除依頼に従いほとんど削除されている。しかし、有害情報については、特定の事業者が常識から外れた独自のポリシーに基づいて運営しており、削除依頼にもほとんど対応されない場合がある。こうした自主的に何もしていないところにどう対処するかという点、是非基本的枠組WGにてご議論いただきたい。
- 問題意識は理解した。自主的取組WGにおいては、きちんと対策を行っているところと行っていないところを峻別することが課題であり、そうしてあぶりだされた対象に対してどのような措置が考えられるかも検討していきたい。なお、どのWGで何を話し合うかはあまり硬直的に考えず、柔軟に運営していきたいと考えている。WGの初回では、このあたりの議論も行い、アジェンダ設定をもう少し明確にしていきたい。
- WGを非公開とする理由はなぜか。また、基本的WGのメンバー

について、接続プロバイダが多いが、コンテンツに関する議論も行われるようなので、コンテンツ事業者からの参加も必要ではないか。

→ 非公開とした趣旨は、様々な利害関係者に本音も交えて議論いただきたいということ。ただ、議論の結果プログラムに現われてくる事項については、本検討会を通じてきちんと公開させていただく。基本的枠組WGのメンバーについては、青少年インターネット利用環境整備法の附則に責任制限の在り方についての検討が具体的に定められたため、プロバイダ責任制限法制定時の議論を行ったいただいた方を集めようと考えたもの。メンバーは固定的なものではなく、議論の推移に応じて主査と相談しつつ、随時見直していく予定。

○ WGの議事録や議事要旨はどの程度公開されるのか。また、顧問にはどの程度情報が届くのか。

→ WGはあまり形式張ったものにする予定はない。ただし、顧問の方々には議論の内容等を逐一報告させていただく。その際には、議論に対する意見や、話を聞くべき人の紹介等、WGの運営に関して広くアドバイスいただければと思う。

・ 次回検討会は9月中旬を予定。

(3) 閉会

(以上)